

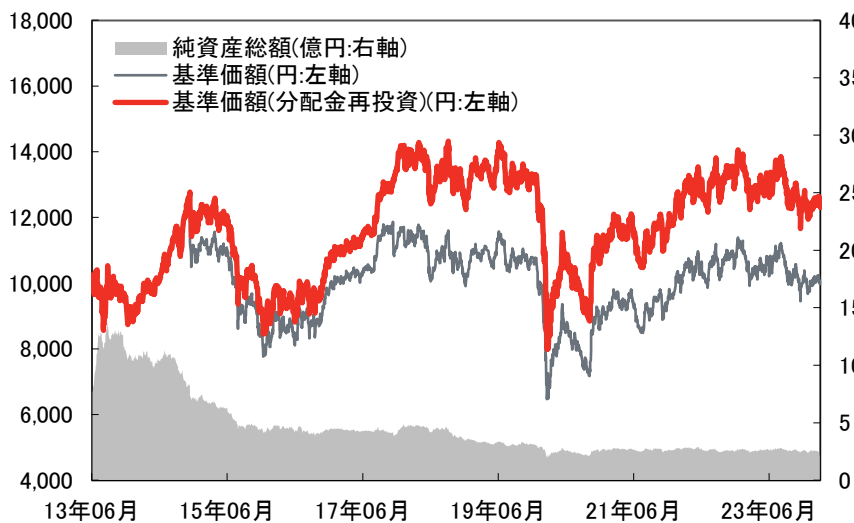
設定日：2013年6月28日

決算日：毎年6月10日および12月10日(休業日の場合は翌営業日)

信託期間：2013年6月28日から2033年6月10日まで

※ 繰上償還が決定しましたので、信託期間は2024年4月24日までとします。

基準価額・純資産総額の推移／ファンドの運用状況



2024年3月29日現在

基準価額：9,967 円
前月末比：-141 円
純資産総額：2.1 億円
前月末比：-0.5 億円

期間別騰落率

	ファンド
1ヵ月	-1.4%
3ヵ月	-2.2%
6ヵ月	-3.2%
1年	-4.1%
3年	2.4%
設定来	23.0%

<ご参考> 為替騰落率

	タイバーツ(対円)
1ヵ月	-1.2%
3ヵ月	-0.2%
6ヵ月	1.2%
1年	5.6%
3年	17.3%
ファンド 設定来	31.0%

※基準価額は、信託報酬(後掲の「ファンドの費用」をご参照ください)控除後の数値です。
※基準価額(分配金再投資)は、信託報酬控除後かつ税引前分配金を全額再投資したものと計算しています。

※ファンドの期間別騰落率は、基準価額(分配金再投資)をもとに計算しています。
※為替レート(タイバーツ)の期間別騰落率は、一般社団法人投資信託協会が発表する為替レートに基づきイーストスプリング・インベストメンツ作成(参考データ)。

※当該実績は過去のものであり、将来の運用成果等を保証するものではありません。

分配の推移(1万口当たり、税引前) 直近12期分

決算期	第10期 2018/6/11	第11期 2018/12/10	第12期 2019/6/10	第13期 2019/12/10	第14期 2020/6/10	第15期 2020/12/10	第16期 2021/6/10
分配金	200 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円
決算期	第17期 2021/12/10	第18期 2022/6/10	第19期 2022/12/12	第20期 2023/6/12	第21期 2023/12/11	設定来累計	
分配金	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	2,400 円	

※分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないことがあります。

主要な資産の組入状況

イーストスプリング・インベストメンツ - タイランド・エクイティ・ファンド クラスJ	90.0%
イーストスプリング国内債券ファンド(国債)追加型 I (適格機関投資家向け)	0.5%
現金・その他	9.5%

※比率は、純資産総額を100%として計算しています。
※四捨五入の関係上、合計値が100%にならないことがあります。

当ファンドのリスク、手数料等の概要は、当資料内の「投資リスク」、「ファンドの費用」の欄をご覧ください。

英国プルデンシャル社は、イーストスプリング・インベストメンツ株式会社の最終親会社です。最終親会社およびそのグループ会社は主に米国で事業を展開しているプルデンシャル・ファイナンシャル社、および英国のM&G社の子会社であるプルデンシャル・アシュアランス社とは関係がありません。

投資先ファンド: 「イーストスプリング・インベストメンツ - タイランド・エクイティ・ファンド」の状況

資産別組入状況

資産の種類	比率
現物株式	97.9%
デリバティブ等	0.0%
現金・その他	2.1%
組入銘柄数	41

組入上位10業種

業種	比率
銀行	13.5%
公益事業	9.9%
運輸	9.6%
電気通信サービス	9.1%
エネルギー	8.5%
生活必需品流通・小売り	8.4%
一般消費財・サービス流通・小売り	6.3%
ヘルスケア機器・サービス	6.2%
消費者サービス	5.5%
食品・飲料・タバコ	5.3%

組入上位10銘柄

	銘柄名	業種	比率	銘柄の概要
1	CPオール	生活必需品流通・小売り	8.4%	タイ国内で「セブン・イレブン」を展開するコンビニエンスストア運営会社。タイの最大財閥チャロン・ポカパン(CP)グループの傘下企業。
2	アドバンスド・インフォ・サービス	電気通信サービス	7.3%	タイ最大手の携帯電話サービス会社。1986年にタイ電話会社より、携帯電話サービスの認可を受けている。
3	バンコク・ドゥシット・メディカル・サービス	ヘルスケア機器・サービス	6.2%	病院運営。理学療法、画像診断に加え、循環器系、呼吸器系、脳神経系など様々な疾患治療に従事。
4	タイ空港公社	運輸	6.0%	スワンナプーム国際空港などタイの主要空港を運営する空港開発管理会社。
5	ガルフ・エナジー・デベロップメント	公益事業	5.1%	火力発電、蒸気発電を展開するタイの大手エネルギー会社。冷水の供給事業にも従事。
6	タイ石油開発公社	エネルギー	5.1%	タイの国内外で原油と天然ガスの探査・開発・生産を行う国営企業。タイ石油公社が親会社。
7	SCB X	銀行	4.6%	サイアム商業銀行などを傘下に持つタイの金融持株会社。
8	バンコック銀行	銀行	3.9%	タイ最大の商業銀行。法人・個人向けのサービスから、クレジットカード、投資銀行、証券業務など多岐にわたる金融サービスを提供している。
9	カシコン銀行	銀行	3.7%	商業銀行。投資銀行をはじめ、法人・個人向け銀行サービス、国際貿易金融をタイ全土で提供する。海外にも支店・駐在事務所を持つ。
10	タイ石油公社	エネルギー	3.4%	国有の石油・ガス会社。タイで天然ガスと原油の探査の他、石油の生産、輸送、販売などの事業も手掛ける。

※比率は、イーストスプリング・インベストメンツ・タイランド・エクイティ・ファンドの純資産総額を100%として計算しています。

※業種区分は、原則としてMSCI/S&P GICSに準じています(一部イーストスプリング・インベストメンツの判断に基づく分類を採用)。

なお、GICSに關しての知的財産権は、MSCI Inc.およびS&Pにあります。

※銘柄名は、イーストスプリング・インベストメンツが翻訳したものであり、発行体の正式名称と異なる場合があります。

※銘柄の概要は、組入銘柄の紹介を目的としてイーストスプリング・インベストメンツが作成したものであり、特定の銘柄の推奨や将来の値動きを示唆するものではありません。

当ファンドのリスク、手数料等の概要は、当資料内の「投資リスク」、「ファンドの費用」の欄をご覧ください。

運用コメント

【投資環境】

3月、タイ株式市場を代表するSET50指数は前月末比で1.0%(タイバーツ・ベース)上昇しました。総じて材料に乏しく、薄商いの中、政府による財政刺激策への期待が高まり、株式市場は上昇しました。当月は、EV関連ビジネス拡大への期待が高まった電子機器関連株が上昇した一方、競合コンビニエンスストアとの競争激化を懸念された小売株は下落しました。

為替市場では、タイバーツは対米ドル、対円ともに下落しました。

【運用経過】

当ファンドの基準価額は前月末比で下落しました。

中国からの観光客に増加傾向が見られることなどが好感され上昇した空港運営株などの保有がプラス要因となった一方、競合のコンビニエンスストアの拡大戦略を受けて競争激化が懸念され下落した小売株などの保有はマイナス要因となりました。

当ファンドは2024年4月2日に書面決議を行い、2024年4月24日をもって信託を終了(繰上償還)することとなりました。4月5日に、繰上償還に向けて投資信託証券の売却を行いました。

【今後の見通し】

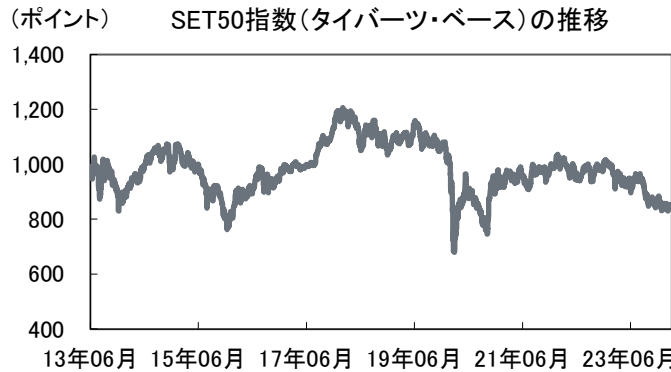
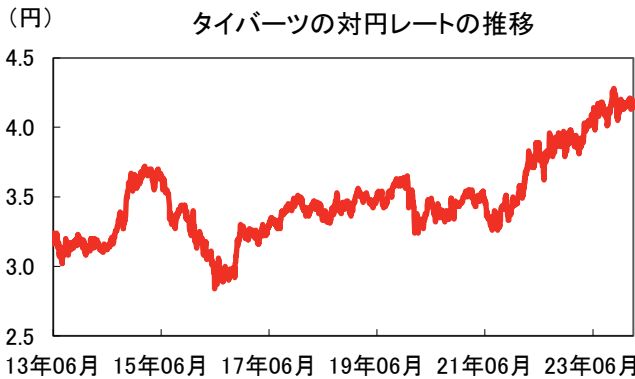
繰上償還に向けて今後の運用につきましては、短期金融商品等での安定運用を継続します。

※運用コメントは作成時点での投資環境や今後の見通しを示したものであり、将来の運用成果や市場動向を保証するものではありません。

また、将来の市場環境の変動等により、その内容が予告なく変更される場合があります。

※運用コメントは、イーストスプリング・インベストメンツ・タイランド・エクイティ・ファンドの運用を担当するファンド・マネジャーのコメントをもとにイーストスプリング・インベストメンツが作成したものです。

ご参考



※為替レートの推移は、一般社団法人投資信託協会が発表する為替レートに基づきイーストスプリング・インベストメンツ作成。

※SET50指数の推移は、Bloomberg L.P.のデータに基づきイーストスプリング・インベストメンツ作成。

※当該実績は過去のものであり、将来の運用成果等を保証するものではありません。

* SET50指数は、タイ証券取引所(以下「SET」といいます。)がその商標権を有し、その知的財産権はSETにあります。SETはその適切性、十分な品質その他を保証するものではありません。SETは本情報を利用することにより生じうる過誤、省略または損失について何ら責任を負いません。

当ファンドのリスク、手数料等の概要は、当資料内の「投資リスク」、「ファンドの費用」の欄をご覧ください。

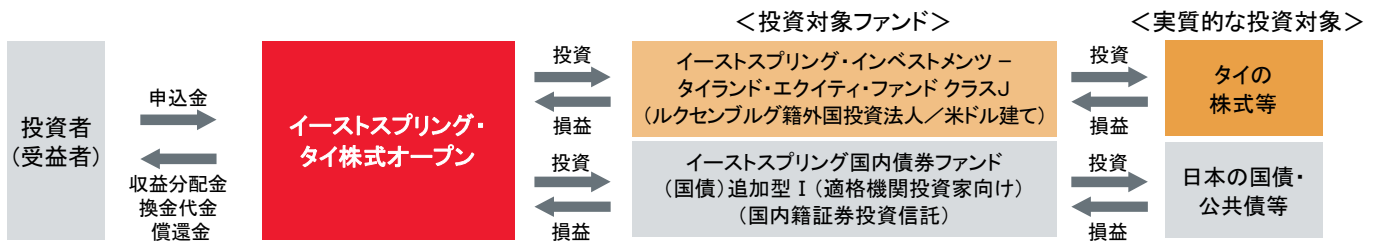
ファンドの特色

1 タイの企業の株式等に実質的に投資を行います。

- ▶ タイにおいて設立または上場している企業ならびにタイにおいて主に事業展開を行う企業の株式および株式関連証券を実質的な主要投資対象とします。

ファンドの仕組み

- ▶ 当ファンドは、複数の投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。
- ▶ 原則として、「イーストスプリング・インベストメンツ－タイランド・エクイティ・ファンド クラスJ」(以下「タイランド・エクイティ」ということがあります。)への投資比率を高位に保ちます。



※ ファンドは実質的にタイの株式に投資するため、その基準価額は株式の値動きに加え、主に円対タイバーツの為替相場の動きに影響を受けます。

2 「タイランド・エクイティ」の運用は、イーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール）リミテッドが行います。

- ▶ イーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール）リミテッドはアジアの株式運用に関する豊富な経験を最大限活用して運用を行います。

3 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社について

175年以上の歴史を有する
英国の金融サービスグループの一員です。

- ▶ イーストスプリング・インベストメンツ株式会社は、1999年の設立以来、日本の投資家のみなさまに資産運用サービスを提供しています。
- ▶ イーストスプリング・インベストメンツ株式会社の最終親会社は、アジア・アフリカ地域を中心に業務を展開しています。
- ▶ 最終親会社グループはいち早くアジアの成長性に着目し、2023年12月末現在、アジアでは15の国や地域で生命保険および資産運用を中心に金融サービスを提供しています。

＜充実したアジアのネットワーク＞



投資リスク

基準価額の変動要因

投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて主に値動きのある有価証券に投資するため、当ファンドの基準価額は投資する有価証券等の値動きによる影響を受け、変動します。また、外貨建資産に投資しますので、為替変動リスクもあります。したがって、当ファンドは投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。当ファンドの運用による損益は、すべて投資者のみなさまに帰属します。

<基準価額の変動要因となる主なリスク>



株価変動リスク

株式の価格は、内外の政治経済情勢、株式を発行する企業の業績および信用状況等の変化の影響を受け変動します。当ファンドは主に株式に実質的に投資を行いますので、基準価額は株価変動の影響を受けます。



為替変動リスク

当ファンドは、実質的に組入れた外貨建資産について原則として為替ヘッジを行いませんので、為替レートの変動の影響を受けます。為替相場が円高方向に変動した場合には、基準価額の下落要因となります。



信用リスク

有価証券の発行者の経営・財務状況やそれらに対する外部評価の悪化により、組入れた有価証券の価格が大きく下落し、基準価額の下落要因となる場合があります。



流動性リスク

組入れた有価証券の市場規模が小さく取引量が少ない場合や市場が急変した場合、当該有価証券を希望する時期や価格で売却できないことがあり、基準価額の下落要因となる場合があります。



カントリーリスク

新興国の金融市場は先進国に比べ、安定性、流動性等の面で劣る場合があります。政治、経済、国家財政の不安定要因や法制度の変更等に対する市場感応度が大きくなる傾向があります。これに伴い、投資資産の価格が大きく変動することや投資資金の回収が困難になることがあります。

(注)基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスクや取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（流動性の極端な減少等）があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付を取消すことがあります。
- 分配金は計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。))を超過して支払われる場合があるため、分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後は純資産が減少し、基準価額が下落する要因となります。投資者のファンドの購入価額によっては、支払われた分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上りが小さかった場合も同様です。
- 税制が変更されたときには、基準価額に影響を受ける場合があります。税金の取扱いにかかる関連法令・制度等は将来変更される場合があります。

お申込みメモ 当ファンドは、2024年4月24日をもちまして信託を終了（繰上償還）いたします。

購入単位	販売会社がそれぞれ別に定める単位とします。
購入価額	お申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購入代金	お申込みの販売会社の定める日までにお支払いください。
換金単位	販売会社がそれぞれ別に定める単位とします。
換金価額	換金の受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額とします。
換金代金	換金の受付日から起算して原則として6営業日目からお支払いします。
購入・換金申込受付不可日	営業日が以下の日のいずれかにあたる場合は購入・換金のお申込みはできません。 ①タイの金融商品取引所の休場日または銀行休業日 ②ルクセンブルグの金融商品取引所の休場日または銀行休業日
申込締切時間	原則として午後3時までに販売会社が受けた分を当日のお申込分とします。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受け付けを中止すること、すでに受け付けたお申込みの受け付けを取消すこと、またはその両方を行うことがあります。
信託期間	2013年6月28日から2033年6月10日まで ※ 繰上償還が決定しましたので、信託期間は2024年4月24日までとします。
繰上償還	・主要投資対象とする投資信託証券が存続しないこととなったときは、繰上償還されます。 ・以下のいずれかにあたる場合には、受託会社と合意の上、繰上償還を行うことがあります。 ①純資産総額が10億円を下回ることとなった場合 ②受益者のため有利であると認める場合 ③やむを得ない事情が発生した場合
決算日	毎年6月10日および12月10日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	原則として毎決算時に、収益分配方針に基づき分配を行います。ただし、分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないことがあります。 また、受益者と販売会社との契約によっては、税金を差引いた後、無手数料で収益分配金の再投資が可能です。
信託金の限度額	1,000億円
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	委託会社は、年2回の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知っている受益者に交付します。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」の適用対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。なお、当ファンドはNISAの適用対象ではありません。益金不算入制度および配当控除の適用はありません。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	3.85% (税抜3.5%) を上限 として販売会社がそれぞれ別に定める率を、お申込受付日の翌営業日の基準価額に乘じて得た額とします。
信託財産留保額	換金の受付日の翌営業日の基準価額に 0.3% の率を乘じて得た額とします。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬等)	当ファンド①	純資産総額に対して年率1.452% (税抜1.32%) 計算期間を通じて毎日費用として計上され、日々の基準価額に反映されます。信託財産からは毎計算期末または信託終了時に支払われます。	
		<当ファンド①の配分>	
		委託会社	年率0.605% (税抜0.55%)
	販売会社	年率0.825% (税抜0.75%)	
	受託会社	年率0.022% (税抜0.02%)	
	投資対象とする 投資信託証券②	年率0.375%程度	
	実質的な負担 (①+②)	年率1.827%程度 (税込)	
その他の費用・ 手数料	信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、目論見書および運用報告書等の印刷費用、公告費用等)は、純資産総額に対して年率0.10%を上限とする額が毎日計上され、日々の基準価額に反映されます。信託財産からは毎計算期末または信託終了時に支払われます。また、組入る有価証券の売買時の売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用、信託財産に関する租税等についても信託財産から支払われます。 「その他の費用・手数料」は、運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を表示することができません。		

※投資者のみなさまが負担する費用の合計額は、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

委託会社およびファンドの関係法人 委託会社およびその他の関係法人の概要は以下の通りです。

委託会社	イーストスプリング・インベストメンツ株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第379号 加入協会 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会 当ファンドの委託会社として信託財産の運用業務等を行います。
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社 当ファンドの受託会社として信託財産の保管・管理業務等を行います。
販売会社	販売会社に関しては、次ページをご覧ください。 販売会社は、当ファンドの受益権の募集の取扱いおよび販売、換金に関する事務、収益分配金・換金代金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

販売会社一覧

金融商品取引業者等	金融商品取引業者	登録金融機関	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会
株式会社SBI証券	○		関東財務局長(金商)第44号	○		○	○
岡三証券株式会社	○		関東財務局長(金商)第53号	○	○	○	○
東海東京証券株式会社	○		東海財務局長(金商)第140号	○	○	○	○
播陽証券株式会社	○		近畿財務局長(金商)第29号	○			
マネックス証券株式会社	○		関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	○
むさし証券株式会社	○		関東財務局長(金商)第105号	○			○
楽天証券株式会社	○		関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○
株式会社イオン銀行(委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)		○	関東財務局長(登金)第633号	○			
株式会社SBI新生銀行(委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券)		○	関東財務局長(登金)第10号	○		○	
株式会社SBI新生銀行(委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)		○	関東財務局長(登金)第10号	○		○	
スルガ銀行株式会社		○	東海財務局長(登金)第8号	○			
株式会社広島銀行(インターネット専用)		○	中国財務局長(登金)第5号	○		○	

※上記は当資料作成時点での予定を含む情報を記載しています。また、金融商品仲介業者を含むことがあります。

照会先：
イーストスプリング・インベストメンツ株式会社
 TEL.03-5224-3400
 (受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで)
 ホームページアドレス <https://www.eastspring.co.jp/>

ご留意事項

○当資料は、イーストスプリング・インベストメンツ株式会社が、当ファンドの参考となる情報の提供およびその内容やリスク等を説明するために作成した受益者用資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。○当資料は信頼できると判断された情報等をもとに作成していますが、必ずしもその正確性、完全性を保証するものではありません。○当資料の内容は作成日時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。また、将来の市場環境の変動等を保証するものではありません。○当資料で使用しているグラフ、パフォーマンス等は参考データをご提供する目的で作成したものです。数値等の内容は過去の実績や将来の予測を示したものであり、将来の運用成果を保証するものではありません。○投資信託は、預貯金および保険契約ではなく、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護および補償の対象ではありません。また、登録金融機関で取扱う場合、投資者保護基金の補償対象ではありません。